

各位



2021年12月27日

会社名 太洋物産株式会社  
代表者名 代表取締役社長 柏原 滋  
(コード: 9941 東証JASDAQ)  
問合せ先 総務部 マネージャー 井坂 勇登  
(TEL. 03-5946-8000)

株式会社敷島ファームから一部の株主に送付された委任状勧誘の書面、  
並びに 委任状勧誘行為に対する当社の見解について

当社は、2021年12月28日開催予定の第81回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）について、2021年12月13日付で株主の皆様に対し「定時株主総会招集通知」をご送付させていただきました。他方、この度、当社株主である株式会社敷島ファーム（以下、「提案株主」といいます。）が、一部の当社株主に対して、委任状勧誘として2021年12月13日に「委任状による議決権行使のお願い」と題する書類及び同年12月22日に「議決権の代理行使促進（粗品の提供）に関するお願い」と題する書類等（以下「本株主委任状勧誘書類」といいます。）を発送している事実を確認いたしましたので、公平を期するため、すべての株主様に向けて本株主委任状勧誘書類を開示することが株主様の共同利益に資すると考えられることから、提案株主から一部の株主に対して送付された本株主委任状勧誘書類を開示するとともに、提案株主からの委任状勧誘行為に対する当社の見解について お知らせいたします。

記

## I. 提案株主から一部の株主に送付された委任状勧誘の書面について

### 1. 委任状勧誘に関する経緯

(1) 2021年11月29日

「株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ」を適時開示

当社は、当該開示資料の「Ⅲ. 本株主提案に対する当社取締役会の意見」において、提案株主による株主提案「取締役6名選任の件」について、反対する旨の開示をいたしました。

(2) 2021年12月9日

「定時株主総会招集通知」の開示（2021年12月13日付で当社株主に発送）

当社は、当該招集通知において、株主参考書類として、会社提案の第1号議案から第5号議案とともに提案株主による株主提案の第6号議案（反対を表明）を記載しました。

(3) 2021年12月13日

提案株主より一部の当社株主に対して本株主委任状勧誘書類が発送されたことを確認

当社は、提案株主より、一部の当社株主に対して、当社の招集通知に記載された第1号議案と第5号議案について反対する旨の内容を記載した本株主委任状勧誘書類が発送されたことが確認いたしました。

(4) 2021年12月22日

提案株主より一部の当社株主に対して粗品贈呈を含めた本株主委任状勧誘書類が発送されたことを確認

当社は、提案株主より、一部の当社株主に対して、粗品の贈呈を条件に委任状勧誘書類の返送を促す本株主委任状勧誘書類が発送されたことを確認いたしました。

## 2. 提案株主が一部の株主様に送付した本株主委任状勧誘書類

(1) 2021年12月13日に当社にて確認した資料一式

- ・委任状
- ・太洋物産株式会社 株主の皆様へ 「委任状による議決権行使のお願い」
- ・委任状・議決権行使書返送方法
- ・議決権行使書を紛失された株主様へのお願い
- ・株主提案の理由などについて

(2) 2021年12月22日に当社にて確認した資料一式

- ・委任状
- ・太洋物産株式会社 株主の皆様へ (重ねてのお願い)  
「委任状による議決権行使促進(粗品の提供)に関するお願い」
- ・委任状・議決権行使書返送方法
- ・議決権行使書を紛失された株主様へのお願い
- ・株主提案の理由などについて

## II. 提案株主による委任状勧誘行為に対する当社の見解について

### 1. 株主提案の理由に関する当社見解について

提案株主が本株主委任状勧誘書類に記載する「当社が極めて危機的な状況にあり、業績低迷と逼迫の要因」に関して、当社の2021年9月期業績は、売上高164億23百万円、営業利益2億24百万円、経常利益1億71百万円と経常黒字化を達成するとともに、コロナ禍においても前期業績を大きく上回る成果を上げており、また純資産についても2020年9月期末の債務超過を解消するに至りました。当社の事業上の課題は認識しておりますが、提案株主が指摘されている当社の危機的な状況、並びに、業績低迷逼迫には当たらないものであると考えております。

また、提案株主は、当社において、資本・業務提携の効果が十分に発揮されておらず、開示事項の中止・撤回・訂正などを頻発し、社内外のコミュニケーションがスムーズに行われていないことを懸念されております。この件については、当社は2021年8月13日付「第三者割当による新株式の発行に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、株式会社エビス商事と株式会社ランニングに対して総額1.4億円の第三者割当増資を実行済みであり、また、業務提携に関しましても2021年11月15日付「株式会社エビス商事との取引開始のお知らせ」に記載のとおり、株式会社エビス商事との業務提携に向けた取り組みを継続中であり、

そして、当社において、開示事項の中止・撤回・訂正が頻発しているのご指摘に関しては

、2020年9月28日付け「(開示事項の中止)「第三者割当による新株式の発行並びに所要株主の異動に関する中止に関するお知らせ」」に記載のとおり、当初想定した和牛の中国解禁の目途が立たなくなり、シナジー効果が得られない公算が高まったことから、そのまま業務提携を含めた第三者割当増資を進めたとしても当社が想定していた効果が得られないと判断し、中止とした経営判断に間違いはないと考えております。なお、2021年11月24日付け「株式会社エビス商事との取引開始のお知らせ」の一部訂正について」の開示につきましては、記載文章に誤解を生む表現が含まれていたことから自主的に訂正開示を行っているものであります。これらの事案に対処していることから、当社内外のコミュニケーションがスムーズに行われていないという事実はありません。

## 2. 株主提案可決後の見通しに関する当社の見解

提案株主が本株主委任状勧誘書類に記載する「株主提案可決後の見通し」では、中長期目標として、売上高300億円以上、経常利益率3%以上、時価増額100億円以上の見通しを示されておりますが、これは当社の経営環境や事業内容が全く理解されておらず、根拠のない意見であると考えます。また、前述のとおり、提案株主との業務提携の見通しが全く立たないことから、提案株主が当社企業価値を高める根拠と要因は全くないと考えております。

## 3. 株主提案の第5号議案の意見に関する当社見解について

第5号議案は、当社の常勤である取締役に対する株式報酬型ストックオプションです。本株式報酬型ストックオプションは、付与した取締役が地位を喪失(退任・退職)した後、10日間(休日を除く)のみ権利行使を可能とする中長期型インセンティブとなります。

これは、当社の業績悪化のため2009年に廃止した役員退職慰労金制度に代わる取締役の退職金として活用するためのものです。

本定時株主総会で議案を上程した理由は、

1. コロナ禍においても2021年9月期の経常黒字を達成したこと
2. 役員退職慰労金制度を廃止した時から、当社借入金を約120億円から約61億円まで減少させたこと
3. 当社の事業構造転換をさらに促進させるため、  
であります。

当社は、安定的な利益体質とするため2009年以降、金融機関様のご協力を得ながら事業再構築に取り組んでおります。

当社の商品別の構成比では牛肉・豚肉・鶏肉等の畜産品、大豆・玄蕎麦等の農産品の食品関連で70%前後を占めており、その構成割合に大きな変動はありません。一方で車両・部品・エンジン、輸入豚肉の割合が大きく低下し、代わりに三国間の取引が増加しています。

これは牛肉・鶏肉を中心とした食料品、農産品は一貫して取引量の縮小に向けて取り組んでいること、輸入豚肉は商流を一度全面的に見直したことにより大きく縮小したことの現れで、相場変動リスクの軽減・安定利益確保への取り組みの結果です。

この中で新たな取引として、三国間貿易による化粧品や果汁飲料などの生活関連商品の新規事業が花開きつつあります。今後はインターネット販売業者向けの生活関連商品を成長分野と位置付け、引き続き安定利益確保に向けて取り組んでいます。

また、当社の販売管理費についても2009年の12億円から2021年では4億円と年間8億円ものコスト削減に取り組んだ成果も現れています。金融機関からの借入金につきましても、2010年以降で総額59.8億円の弁済を行い、2021年9月末の借入金残高は61.5億円にまで圧縮されております。

当社の取締役は、四半期毎に金融機関説明会を開催し、各金融機関様の理解を賜りながら、債務圧縮に努めてきたことで、会社の財務体質が徐々に回復の兆しを見せております。

当社としては、これまでの取締役の貢献について評価するとともに、さらなる事業再構築を加速させていくためにも当社取締役に対して本株式報酬型ストックオプションを付与することで、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落のリスクまでも株主の皆様と共有することで、当社への貢献に対する意欲や士気を一層高めていくことを目的としております。

本株式報酬型ストックオプションは、当社取締役の地位を喪失するまでは権利行使ができないことから、発行して即時に希薄化され、株主価値を毀損させるものではありません。

逆に当社が当社取締役に対して本株式報酬型ストックオプションを付与することで、当社の事業再構築が加速し、一刻も早く安定した利益体質となれば、当社の企業価値向上が見込めることから、将来的に見ても株主の皆様の株主価値向上に貢献できるものです。

そのため、本株式報酬型ストックオプションは、当社の企業価値向上、ひいては、株主の皆様の株主価値向上に資する中長期型インセンティブプランであり、本株式報酬型ストックオプションの導入は合理的であると判断しております。

そのため、提案株主が懸念する「潜在株式は危機的な状況にある当社の必要な改革を後退させるものといえ、株主価値を毀損するもの」には、全くあたらないものであると考えております。

#### 4. 提案株主からの金券（クオカード）の提供について

提案株主が、2021年12月22日に、一部の当社株主様に対して発送した「委任状による議決権行使促進（粗品の提供）に関するお願い」題する書類によれば、提案株主より議決権行使を促進する目的で、粗品として金券（クオカード）3,000円分を提供する旨を一部の当社株主様に提示されております。当該行為に関して、当社は全く関知しておりません。株主の皆様におかれましては、ご自身の判断のもと、適切にご判断・ご対応いただけますようお願い申し上げます。

#### 5. 株主の皆様が本株主委任状勧誘書類記載のとおり議決権行使を行う場合の注意点

本株主委任状勧誘書類は、当社の議決権行使書をなにも記載せずに提案株主の代理人へ返送を求めた（すなわち、株主の皆様に対して、議決権行使書による議決権行使をしないよう求めた）うえで、第1号議案、第5号議案及び第6号議案のみの委任状勧誘しか行っておりません。本株主委任状勧誘書類には、「第2号議案～第4号議案は会社提案に賛同しており、無用の混乱を招くものではございません。」との記載がございますが、仮に株主の皆様が本株主委任状勧誘書類の記載に従って、なにも記載していない議決権行使書を同封して返送等を行うと、株主の皆様は第2号議案から第4号議案について議決権不行使という取り扱いになりますのでご注意ください。したがって、第2号議案から第4号議案について議決権行使を希望される株主の皆様におかれましては、会社提案・株主提案の賛否にかかわらず、すでに当社からお送りさせていただいている議決権行使書による議決権行使をお願いいたします。

以上